

このツールは、課税証明書（所得証明書）をお持ちで、正確に支給額算定基準額や貸与額算定基準額を把握されたい方のために用意されたものです。入力にあたっては、別シート「入力例」もご覧ください。

I. 基本情報

黄色いセルは数値を入力、青いセルは該当するものを選択してください。左側の入力によっては右側に新たな質問が表示されます。

対象の年度（西暦4桁） ※申請する（申請した）年度、選給認定の場合は対象年度	2024	
区分	大学等予約採用	
申請した奨学金の種別	給付奨学金	
生計維持者の数（人）	2	
生計維持者の「子ども」の数（人）	1	は扶養家族ではありません

II. 地方税情報

税情報を参照しながら、黄色いセルは数値を入力、青いセルは該当するものを選択してください。

課税証明書（所得証明書）は、2024年度（2023年分）のものを用意してください。

項番	項目	生計維持者 1	生計維持者 2	申込者本人
1.(1)① 2.(1)①	合計所得金額（円）	2,760,000	950,000	0
1.(1)②	本人該当 控除対象障害者	非該当	非該当	非該当
1.(1)③	区分 控除対象寡婦・ひとり親	非該当	非該当	非該当
1.(1)④	生年月日	1970/5/1	1972/10/10	2006/7/1
1.(1)⑤	2024年1月1日時点の生活保護法の 生活扶助の受給	受給していない	受給していない	受給していない
2.(1)②	繰越控除額（円）			
2.(1)④	配偶者控除等	非該当	非該当	非該当
2.(1)⑤	扶養控除 情報	一般（人）	1	
2.(1)⑥		特定（人）		
2.(1)⑦		老人（人）		
2.(1)⑧	16歳未満扶養親族（人）			
3.(1)①	課税所得額（課税標準額）（円）	1,280,000	350,000	
3.(1)②	市町村民税調整控除額（円）	1,500	1,500	
3.(1)③	市町村民税調整額（円）			
3.(1)④	市町村民税の課税者	政令指定都市でない	政令指定都市でない	政令指定都市でない
1.(2)	地方税法第295条第1項第2号の 非課税の基準	0	0	1,350,000
2.(1)③	総所得金額等（円）	2,760,000	950,000	0
2.(1)⑨	扶養親族の数（人）	1	0	0
2.(2)	地方税法附則第3条の3第4項の 非課税限度（円）	1,120,000	450,000	450,000
3.(2)	支給額算定基準額（円）	75,300	21,000	0
4	世帯の支給額算定基準額（円）	96,300		
	支援区分	第IV区（理工農系進学の場合）		

【3.(2)支給額算定基準額（円）】
の合計が100,000円未満の場合、
とちぎ吾一奨学金の所得基準を満たして
います。
例 75,300 + 19,500 + 0 = 94,800
（100,000円未満となり、
所得基準を満たす）

【支援区分】に「対象外」と表示さ
れた場合であっても、
合計が100,000円未満であれば、とち
ぎ吾一奨学金の所得基準を満たして
います。